特定間伐等促進計画

鳥　取　県　日　南　町

令和３年５月
（令和７年６月変更）

1　特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第４条第１項の規定により定められた鳥取県の基本方針によると、令和３年度から令和12年度までの10年間の特定間伐等の実施の促進の目標として44,000ｈａ（年平均4,400ｈａ）の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や本町の間伐の実施状況を勘案して、令和３年度から令和12年度までの10カ年間で6,303ｈａ（年平均630ｈａ）の間伐を行うことを、本日南町特定間伐等促進計画の目標とする。

また、主伐後の確実な再造林を中心とした造林の実施を促進する。

2　特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本町の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

注）国土地理院１／25000地勢図相当又は１／5000森林基本図の図面に図示する。

注）特定間伐等促進計画の区域としては、特定間伐等の事業を実施する区域だけではなく、基本方針において示された考え方に即し、特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定することとし、地形図等を用いて当該区域の概略を示す。

この際、人工林を厳密に拾う必要はなく、介在的な天然林を含め、間伐及び造林が必要な範囲について面的に区域を設定する。

3　特定間伐等の実施計画

(1)間伐（計）

事業実施主体	事業実施年度	所在場所			間伐を実施する森林の現況					間伐の内容			対図番号又は林小班名		交付金希望	備考
		都道府県	市町村	団地	面積(ha)	樹種又は林相	林齢	立木材積	適用	間伐の方法	間伐立木材積	間伐率(材積率)				
日南町森林組合	令和3～令和12	鳥取県	日南町	福　栄	1605.33	スギ・ヒノキ									○	
日南町森林組合	令和3～令和12	鳥取県	日南町	日　野　上	1935.93	スギ・ヒノキ									○	
日南町森林組合	令和3～令和12	鳥取県	日南町	石　見	1742.43	スギ・ヒノキ									○	
日南町森林組合	令和3～令和12	鳥取県	日南町	多　里	1280.71	スギ・ヒノキ									○	
日南町森林組合	令和3～令和12	鳥取県	日南町	山　ノ　上	1696.39	スギ・ヒノキ									○	
計					**8260.79**											

(2)造林

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				造林の内容								対図番号又は林小班名	交付金希望	備考
		都道府県	市町村	大字	地番	造林面積(ha)	うち人工林				うち天然更新					
							植栽面積	植栽時期	植栽樹種	植栽本数	天然更新面積	天然更新時期	天然更新樹種			
合計						0.00					0.00					

※　人工播種による人工造林の場合は、人工播種による面積、時期、樹種、本数を備考欄に記載する。
※　天然更新による造林において、天然更新補助作業がある場合は、補助作業の内容を備考欄に記載する。
※　造林後に実施する下刈りについては、下刈りの面積を備考欄に記載する。また、既に植栽済みの箇所において下刈りを実施する場合は、事業実施年度、所在場所、造林の内容(植栽時期を除く。)及び対図番号又は林小班名の欄に当該植栽に係る該当事項を括弧書きで記載する。

（3） その他間伐及び造林に関する事項

事業実施主体	事業実施年度	所在場所		内容	交付金希望	備考
		都道府県	市町村			
合　　計						

※ 普及活動等ソフト的取組に関する事項を記載。

(4) 作業路網

事業実施主体	事業実施年度	路網起点				路網終点				路線名	路網整備の内容		対図番号又は林小班名	交付金希望	備考
		都道府県	市町村	大字	地番	都道府県	市町村	大字	地番		開設延長	幅員			
合　　計											0				

(5) その他施設

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				施設名	数量	対図番号又は林小班名	交付金希望	備考
		都道府県	市町村	大字	地番					

※ 土場、植栽時に設置するシカ防止ネット等の施設の設置等を記載する。

※ 鳥獣害防止森林区域が含まれる場合は、備考欄に当該区域であることを記載する。

(6) 事業実施箇所

別添図面のとおり

4　特定植栽促進区域

本市（町）における特定植栽促進区域の範囲は別図のとおりとする。

5　特定植栽事業の実施方法

（１）植栽すべき特定苗木の種類

本市（町）において植栽する特定苗木の種類は、適地適木を旨としつつ、林地の立地条件、既存の造林地における林木の育成状況及び病虫獣害の状況等を勘案して、本町の気候条件等に適したスギ・ヒノキの特定苗木を優先して選定するものとする。

（２）特に実施すべき造林の方法等の特定植栽事業の実施方法に関すること

特定植栽に当たっては、供給量の限られる特定苗木を有効に活用することにより、森林吸収量の最大化を図っていく観点から、本町の特定植栽促進区域の自然的社会的条件に応じ、1ヘクタール当たり2,000本以下の低密度植栽を行うものとする。

6　特定植栽事業の実施の促進のための方策

（１）現地検討会の開催等による特定植栽事業に関する技術の普及に関すること

県やその他の機関が開催する現地検討会への参加を促し、特定植栽事業に関する技術の普及を行う。

（２）集落説明会の開催等の特定植栽事業の情報提供に関すること

本町のホームページや普及広報誌等により、特定植栽事業の情報提供を行う。

7　森林経営計画に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

⑴森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。

面的なまとまりのある森林の持続的な経営を確保し、森林の有する多面的機能の十全な発揮を図っていくため、森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業を推進する。

⑵施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。

林業事業体から森林所有者に対して施業の方針や内容、実施した場合の収支等を明示した提案書を提示し、複数の森林所有者等から施業をまとめて受託する提案型集約化施業の実施を推進する。

また、施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動を推進する。

8　路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

⑴路網の整備の推進に関すること。

間伐等の効率的な実施のため、トラック等の走行する林道及び主として林業機械が走行する森林作業道がそれぞれの役割に応じて適切に組み合わされた路網の整備を推進する。

⑵高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。

傾斜等の自然的条件、事業量のまとまり等地域の実情に応じた効率的な間伐等の実施のため、路網の整備状況を踏まえ、高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着を推進する。

⑶コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関すること。

コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化を推進する。

9　間伐材の利用の推進

(1)間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。

間伐材の利用は、資源の有効利用に寄与するとともに、森林所有者等にとっては採算性の向上により森林施業の負担軽減を可能とするものであることから、間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成を進め、間伐材の利用を推進する。

(2)長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること。

長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築を進め、間伐材の利用を推進する。

10　人材の育成・確保等

(1)間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成確保に関すること。

林業就業に意欲を有する若者等を対象とした技能・技術の習得のための研修等新規就業の円滑化を図るとともに、間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体を育成する。

(2)林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること。

林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等を行う。